

多賀町臨時給付金・支援金／特別定額給付金の支給	…2
新型コロナにかかる減免／新型コロナに関する傷病手当金	…3
まちの話題	…4
後期高齢者医療制度／献血のお知らせ	…5
国民年金保険料の免除制度／コンビニ交付サービスの休止	…6
国民健康保険税／農業委員会だより	…7
レジ袋有料化／学校支援ボランティアだより	…8
こんにちは保健師です／民児協だより	…9
博物館／国道8号線の環境影響評価方法書等の縦覧および説明会	…10
図書館	…11
公民館だより／プール一般開放中止	…12
お知らせ	…13
保健業務／広場の案内／子どものけんこう	…14
し尿／クロスワード／ひとのうごき／おめでた・おくやみ	…15



まちの情報紙

2020

7

No.875

多賀町臨時給付金・支援金について

5月26日の臨時議会で、新型コロナウイルス感染症にかかる多賀町独自の施策を決定しました。具体的な内容は下記の表に記載されていますので、対象の方はご確認ください。

事業名	対象	内容	申請受付期間	お問い合わせ先
多賀町子育て等 応援臨時給付金	平成14年4月2日～R2年5月15日 生まれの子どもがいる世帯	子ども1人あたり 2万円を給付	令和2年 5月27日～ 9月30日	教育総務課 (有)2-3746 (電)48-8123
	児童扶養手当受給の方	児童扶養手当 2カ月分を上乗せ給付		
	特別児童扶養手当受給の方	特別児童扶養手当 2カ月分を上乗せ給付		
	妊婦の方(母子健康手帳の交付を受けた方)	2万円を給付	令和2年 5月27日～ 令和3年 3月31日	福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115
多賀町重度心身 障がい者等臨時給付金	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳 (A・B)、精神障害者保健福祉手帳 (1・2級)をお持ちの方	1人あたり 2万円を給付	令和2年 5月27日～ 9月30日	産業環境課 (有)2-2012 (電)48-8118
多賀町中小企業等 経営支援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、民間金融機関または政府系金融機関の融資を受ける売上高5%以上減少の事業者等(令和2年4月1日～8月31日に借入申し込み)	1件あたり 10万円を給付		

特別定額給付金の申請はお済みでしょうか

特別定額給付金は申請手続きをされないと支給ができませんので、まだの方は早めの申請をお願いします。受給権者は、4月27日現在の世帯主の方で、**申請期限は、令和2年8月11日(火)まで**となります。

申請方法は、郵送またはオンラインの2通りです。

《郵送の場合》

返信用封筒に同封するもの

○申請書(世帯主)

本人とわかる証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどの写し)

○口座確認書類

預金通帳やキャッシュカードの写し

《オンラインの場合》

マイナンバーカードをお持ちの方は、ぴったりサービスの画面から申請をすることができます。

皆さん、お忘れのないように申請をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方にかかる 国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料(税)減免について

多賀町の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入されている方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は各保険料(税)が減免となります。

保険料(税)の減免の対象となる方

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方
→**保険料(税)を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方
→**保険料(税)の一部を減額**

保険料(税)が一部減額される具体的な要件

- (1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注意：申請に当たっては、収入を証明する書類が必要となります。

減免の対象となる保険料(税)

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されている**保険料(税)が対象**となり、前年の所得金額により減免割合が異なります。
※資格の届出が遅れた等の理由により、本来令和2年1月

以前に納期限が来るべき保険料(税)が令和2年2月以降に課税されている場合は減免の対象になりません。
※前年の所得金額によっては、減免されない場合があります。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは税務住民課にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金

後期高齢者医療制度・国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症による療養のために勤務する会社等を休み、事業主から給与・報酬等が受けられない場合、申請により傷病手当金が支給されます。

対象となる方

・給与・報酬等を受けている方のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方

支給される期間

・勤務できなくなった日から起算して3日を経過した日から、休んでいる期間

※ただし、令和2年1月1日～9月30日の間に限る

※上記の期間中から継続して入院等している場合、支給期間は最長で1年6カ月

支給額

直近3カ月の給与額 $\times \frac{2}{3}$ \times 支給対象となる日数 = 支給額
直近3カ月の就労日数

支給対象とならない場合

- ・会社等を休んでも、事業主から休んでいる間の給与・報酬等が支払われる場合は、傷病手当金は支給されません。
- ・事業主から休んでいる間の給与・報酬等のうち一部が支払われる場合は、その金額と傷病手当金の差額を支給します。

申請の仕方

・申請には、事業主と受診した医療機関の証明が必要です。詳しくは、税務住民課までお問い合わせください。

5月12日

佐目区の山下初恵さんが滋賀県健康推進員団体連絡協議会 功労者会長表彰を受けられました

6月に佐目区の山下初恵さんが滋賀県健康推進員団体連絡協議会功労者会長表彰を受け、表彰状を受け取られました。

山下初恵さんは、多賀町健康推進協議会会長を2期務められ、ボール体操教室や減塩劇、食育推進活動など多賀町民の健康を守るリーダーとして

活躍され、現在も会員として、字や町全体の健康推進活動にご尽力されています。

多賀町では現在、72名の健康推進員が町民の健康のために、活動されています。



▲受賞された山下初恵さん

5月18日、21日、22日

マスクと消毒液の寄贈を受けました

5月18日に中村泰彦さんからマスク1000枚と次亜塩素酸ナトリウム72ℓ、21日に近江和装(株)から幼児用マスク、子ども用マスク等合計920

枚のマスク、22日に(株)岡村本家製造から手指消毒用エタノール240本をいただきました。

新型コロナウイルス感染症の感染

防止のため、寄贈していただいたマスクと消毒液は保育園・幼稚園、放課後児童クラブ等で使用させていただきます。



▲中村泰彦さんから寄贈



▲近江和装(株)から寄贈



▲(株)岡村本家製造から寄贈

5月29日

議会から要望書が提出されました

新型コロナウイルス感染症対策について、5月29日に議会より町長と教育長に要望書が提出されました。88項目にわたる内容で、町民の皆さんの貴重なご意見として承りました。



▲町長へ提出されました



▲教育長へ提出されました

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 (F)48-0594

滋賀県後期高齢者医療広域連合 (電)077-522-3013

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和2年度の保険料の額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和2年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を7月にお送りします。

保険料の計算のもとになるのは？

令和2年度の保険料は、令和元年中の所得にもとづいて計算します。

保険料の支払い方法は？

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、年金からの天引きでお支払いいただきます。

「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書または口座振替でお支払いいただきます。

8月1日は、年に一回の被保険者証の更新日です

更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。新しい被保険者証は7月中旬に郵送します。

8月1日以降は、今お持ちの被保険者証は使えませんのでご注意ください。(有効期限をお確かめください)



「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

入院時や、高額な外来診療を受けられるときに、医療機関に「限度額適用・標準負担額認定証」を提示すると、窓口でのお支払いのうち、医療費の自己負担額の上限が限度額までとなり、加えて、入院中の食事代が減額されます。

対象となる方

後期高齢者医療制度の被保険者の方で、令和2年度の住民税が世帯全員非課税の方(課税世帯の方は交付対象外です)

更新について

7月31日まで有効の限度額認定証をお持ちの方で、8月以降も該当

する方には、新しい被保険者証に同封して郵送します。(申請手続きは不要です)

対象となる方で限度額認定証をお持ちでない方

被保険者証と印鑑(認印で可)をお持ちのうえ、市町の窓口で申請してください。

医療制度の改正について

すべての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じた負担を求める形で右記の2点について制度が改正されました。

- 所得が低い方への保険料の軽減率が一部変わりました。
- 保険料の軽減を受けられる所得の範囲が一部拡充されました。

詳しい案内は、7月に保険料決定通知に同封して郵送するチラシをご覧ください。

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 (F)48-8143

献血のお知らせ

献血(400ml)にご協力ください。新型コロナウイルスの影響で献血の中止が相次ぎ、血液が不足しています。

皆様のご協力をお願いします。

■実施日 7月11日(土)

■受付時間 10:00~12:00
13:00~15:00

■対象 17歳~69歳

■場所 ふれあいの郷

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 (F)48-0594
 日本年金機構 彦根年金事務所 国民年金課 (電)23-1114

国民年金保険料の免除制度について

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除される「保険料免除制度」があります。この制度は、本人とその配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認されます。

ただし一部免除の場合、一部納付保険料が未納になるとその期間の一部免除は無効(未納と同じ扱い)になりますのでご注意ください。

また、世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合でも、50歳未満の方については、本人および配偶者のみの所得で審査して基準を満たせば、保険料納付が猶

予される「納付猶予制度」があります。

これらの保険料免除期間については、7月から翌年6月までの1年間となり、**令和2年度分の受け付けは、7月1日から開始**となります。また、2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができます。保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合がありますので、経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、税務住民課または彦根年金事務所までお問い合わせください。

〈免除の対象となる所得の目安〉

世帯構成	全額免除	一部免除(一部納付)		
		3/4免除	1/2免除	1/4免除
4人世帯(夫婦、子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方も国民年金保険料免除の申請が可能です

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

手続き方法・申請書

手続きの方法や申請書等は、日本年金機構ホームページに掲載しています。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>

お問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル (電)0570-003-004

■受付時間 8:30～19:00(月～金曜日)
 9:30～16:00(第2土曜日)

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 (F)48-0594

コンビニ交付サービス運用休止

次の日時は定期保守作業のため、コンビニ交付サービスの運用を休止いたします。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

コンビニ交付サービス休止日

7月23日(木)～7月26日(日)

コンビニ交付サービス：マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して、市町村が発行する証

明書(住民票の写し、印鑑登録証明書等)をコンビニエンスストアのマルチコピー機から取得できるものです。

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 (F)48-0594

令和2年度の国民健康保険税が変更になります

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

令和2年度の国の税制改正に合わせて、国民健康保険税における医療保険分と介護納付金分の課税限度額が表1のとおり引き上げになりました。

また、国民健康保険税は世帯主、国民健康保険の被保険者、旧国保被保険者(国民健康保険者から後期高齢者医療保険制度に移行した人)の所得に応じて均等割と平等割を軽減します。その軽減の対象となる所得の基準が、表2のとおり拡大されました。

令和2年度の納税通知書は、7月中旬に送付する予定です。

表1.国民健康保険税の税率

区分	医療保険分(国保に加入する方全員)	後期高齢者支援金分(国保に加入する方全員)	介護納付金分(国保に加入する40歳以上65歳未満の方)				
			改定前	改定後			
所得割	所得に対して	6.27%	6.27%	2.55 %	2.07%	2.07%	
均等割	加入者1人あたり	26,200円	26,200円	10,600円	10,300円	10,300円	
平等割	1世帯あたり	18,400円	18,400円	7,400円	5,300円	5,300円	
課税限度額		610,000円	630,000円	190,000円	160,000円	170,000円	
軽減	軽減基準所得に応じて均等割+平等割の	7割/5割/2割		7割/5割/2割		7割/5割/2割	

表2.軽減基準所得

軽減区分	軽減基準所得(世帯主および被保険者の所得の合計)	
7割	改定なし	33万円以下
5割	改正前	33万円+28万円×(世帯主+被保険者+旧国保被保険者の人数)以下
	改正後	33万円+28.5万円×(世帯主+被保険者+旧国保被保険者の人数)以下
2割	改正前	33万円+51万円×(世帯主+被保険者+旧国保被保険者の人数)以下
	改正後	33万円+52万円×(世帯主+被保険者+旧国保被保険者の人数)以下

産業環境課(農政) (有)2-2030 (電)48-8117 (F)48-0594

農業委員会だより

農地を取得するには、次の条件を満たす方で農業委員会の許可が必要です。

- 1.取得農地で農業経営をおこなうこと
 - 2.農作業に常時従事すること
 - 3.取得後の経営規模が一定の規模(原則50アール、地域により異なります)以上であること
 - 4.取得農地を有効的に利用すること
- 農地を売買される場合には、事前に農業委員会に対し許可申請をおこなってください。

なお、農地を農地以外の用途に変更する場合にも、農業委員会の許可等が必要となります。

詳しくは、多賀町農業委員会(役場産業環境課内)までお問い合わせください。

令和2年第6回農業委員会総会のお知らせ

■日時 7月13日(月) 13:30～

■場所 多賀町役場2階 大会議室

※農地転用等の申請受付期限は、総会開催月の前月の20日(閉庁日の場合はその前日)です。

※農業委員会総会で審議された内容は、町ホームページでご覧いただけます。

産業環境課 (環境) (有)2-2012 (電)48-8118 (F)48-0594

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 (F)48-8143

レジ袋有料化

2020年7月1日スタート

レジ袋削減にご協力ください

環境問題
解決の
第一歩

プラスチックは、非常に便利な素材で、成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。

このような状況を踏まえて、7月1日より、全国でプラスチック製買物袋(いわゆるレジ袋)が有料化されることとなりました。これは、ふだん何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを

見直すきっかけとすることを目的としています。レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩く等、プラスチックの過剰な使用を抑制しプラスチックを賢く使う工夫をしてみましよう。

レジ袋有料化に関するお問い合わせ先

消費者向け ☎ **0570-080180**
事業者向け ☎ **0570-000930**

学校教育課 (有)2-3741 (電)48-8123 (F)48-8155

学校支援ボランティアだより

花の種まき・野菜苗植え補助(多賀小学校)

新年度が始まった5月、静かな校庭では1年生から3年生の担任の先生とボランティアさんで、一人一鉢の持ち帰り用のポットを作る作業をおこないました。生活科学習のひとつで、1年生はアサガオの種まき、2年生はミニトマトの苗植え、3年生はハウセンカの種まき作業です。ボランティアさんは、先生方と「こうするといいなあ」などと工夫しながら進めていました。ある先生は「本当は子どもたちと一緒に植えて

観察していくんですが……」と話されており、子どもたちの水やり風景が想像できるひとときでした。



▲相談しながらの作業

ほかに、4年生の学習(サツマイモ植え)等にもかかわってくれています。



▲持ち帰り用鉢の準備

梅雨前の除草作業(多賀ささゆり保育園)

5月21日、園児の登園が少ない中、ボランティアさんが草刈機での除草作業をおこないました。よく晴れて暑い日でしたが、先生方と一緒に汗をかきながらフェンス沿いや駐車場付近などをとてもきれいにしていた

きました。ボランティアさんは「ずっと外出ができないから、徐々に気晴らしになりました。」と話してくださり、先生方もきれいになった園庭を喜んでいました。



▲先生方と草刈り

子どもの医療機関受診について ～新型コロナウイルス感染症の拡大に関連して～

定期予防接種について

子どもの定期予防接種は、ワクチンで防ぐことのできる感染症の発生およびまん延を防止する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種年齢が定められています。そのため、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、医療機関へ受診する不安のある中ですが、感染症対策を十分に講じたうえで、厚生労働省においては基本的には引き続き既定の予防接種スケジュールに沿って実施することが望ましいとしています。

たとえば、定期予防接種となっているヒブワクチンや小児肺炎球菌ワクチ

ンとは、化膿性髄膜炎の原因菌となるHib菌や小児肺炎球菌の感染を防ぎます。化膿性感染症とは約3%が死亡し、約15%が後遺症を残す重症感染症です。Hib菌や小児肺炎球菌による化膿性髄膜炎は生後3カ月ごろより増加し始めるため、できるだけ早期(生後2カ月ごろ)から接種し始めることが大切です。もし、接種開始が遅れてしまうとそれぞれの菌による化膿性髄膜炎が予防できなくなります。

その他に、標準的に生後6カ月から接種されるBCGワクチンは結核の感染を防ぎます。1歳未満の乳児が結核性髄膜炎などの死亡率の高い結核

を発症することは危険と言えます。

上記の予防接種以外についても、それぞれの感染症にかかる前にワクチンによって免疫をつけ、感染症の発症を予防または軽症化できますので可能な限り標準的な接種時期に接種できるようにかかりつけの医療機関とご相談ください。



お子さんに受診を迷う症状がある場合について

息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある場合や発熱やせきなど比較的軽い風邪の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターやかかりつけの小児医療機

関にご相談ください。

なお、水分や食事がとれない、ぐったりしているなどお子さんに受診を迷う症状がある時は、新型コロナウイルスに感染しているか否かに関わら

ず、ほかの病気も考えられますので、速やかにかかりつけ小児医療機関に電話して受診を相談してください。

たが民児協だより 民生委員・児童委員 ～支えあう 住みよい社会 地域から～

緊急事態宣言が出て、不要不急な外出を自粛され、ストレスが溜まっておられる方も多いかと思います。人との接触をさける方法でストレスを発散して、この時期をしのいでください。ストレスが児童虐待や差別などに向けられないことを切に願っています。

少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、高齢者や障害をお持ちの方、子育てや介護をしている方などが、周囲に相談できず孤立してしまうケースが増えていきます。そこで、地域の身近な相談相手が「民生委員・児童委員」です。民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談された方の秘密は守られます。5月に発刊しました「たが民児協だより」で、民生委員・児童委員、主任児童委員を紹介しています。ぜひ、顔を覚えていただき、困った時にご相談ください。誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、支援を必要とする住民さんと行政や専門機関をつなぐパイ

プ役を努めさせていただきます。

私たち民生委員・児童委員も、この時期は人との接触をできるだけ控える方法で、活動させていただきます。ご協力のほど、よろしく願いいたします。



多賀町立博物館 (有)2-2077 (電)48-2077 (F)48-8055

観察会

多賀の花の観察会
～美との出会いを楽しもう(高取山)～

今回は高取山で植物の実などの観察をおこないます。自然いっぱいの多賀を再発見しませんか。原則、雨天決行です。お気軽にご参加ください。

- 日時 7月16日(木)
9:30～12:00
- 集合場所 あげぼのパーク多賀駐車場

- 参加費 100円+高取山ふれあい公園入園料200円
 - 主催 多賀植物観察の会
 - 共催 多賀町立博物館
- ※事前申込は不要です。当日動きやすい服装でお越しください。警報発令時は中止です。新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止する場合があります。



▲過去の観察会のようす

地域整備課 (有)2-2020 (電)48-8116 (F)48-0157

国道8号 彦根～東近江(仮称)の環境影響評価方法書等の縦覧および説明会について

3月9日に延期のお知らせをしていた標記について、下記のとおり実施します。
環境影響評価法の規定に基づき、国道8号 彦根～東近江(仮称)の事業実施による環境への影響を評価する項目および調査手法などを示した図書(方法書および要約書)の縦覧をおこなうとともに、環境影響評価方法書の住民説明会をおこなうものです。なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、住民説明会を中止する場合がありますことをあらかじめご承知おきください。

1.事業の概要

国道8号 彦根～東近江(仮称)は、彦根市を起点とし近江八幡市を終点とする延長約23kmの4車線道路で、「産業振興の促進」「渋滞の緩和」「交通安全の確保」「観光振興の促進」によって、より良い地域づくりに寄与することを目的として整備するものです。

2.環境影響評価方法書とは

環境影響評価方法書とは、環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示したものです。

3.縦覧期間

7月14日(火)～8月13日(木)まで
縦覧場所における執務時間内

4.縦覧場所

地域整備課(犬上郡多賀町大字多賀324)

5.意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境保全の見地から意見のある方は、7月14日(火)から8月27日(木)までの間に滋賀県都市計画課都市計画係(大津市京町四丁目1番

1号)宛てに意見書を郵送(必着)または持参してください。なお、縦覧期間中であれば、縦覧場所でも提出いただけます。

6.住民説明会

- 日時 8月2日(日) 14:00～15:30
- 場所 多賀町ふれあいの郷 3F 多目的運動室(犬上郡多賀町多賀221-1)

※開催30分前から受け付けを開始します。
※事前申込は不要です。
※説明会開催にあたりましては新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対応をとらせていただきます。
・当日は参加者の連絡先を確認させていただきます。
※説明会への参加は以下に該当する方に限らせていただきます。
・当日に発熱がない方
・当日に咳症状がない方
・濃厚接触者の経過観察期間に該当しない方
・マスクを着用している方
※会場の定員を超えた段階で、参加をお断りさせていただきます。(会場の定員とは、1m以上席間隔をとった場合の定員)

多賀町立図書館 (有)2-1142 (電)48-1142 (F)48-1142

図書館カレンダー()…休館日 ※延長開館は中止となりました

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※7月30日(木)は特別開館します。

▼▼▼ 新型コロナウイルス感染症対策として館内消毒作業をおこなうため、閉館時間を30分繰り上げています。▼▼▼

開館時間 火～金 10:00～17:30 土・日 10:00～16:30

図書館の資料は町民皆さんの財産です ていねいに取り扱いください
次にお待ちの方のためにも、期限内の返却にご協力をお願いします

お知らせ

中止のお知らせ

下記事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。どうぞご理解いただきますよう、お願いします。

- ①7月の「おはなしのじかん」
- ②7月の「映画会」

※なお、令和2年度「雑誌のおわけ会」はおこないません。

本のページがはずれたり破れたりした時は……

借りた本が、破れたり汚れたりなどした時には、そのままの状態図書館までお持ちいただき、職員にご相談ください。修理できる場合は、専用の道具を使って修理します。(セロテープを貼るなど、各自での修理はご遠慮ください。)

臨時休館中の活動報告

新型コロナウイルス感染症対策による臨時休館中、図書館では通常業務に加え、主に以下のような作業を進めました。

- ①閉架書庫 棚組み換え・資料移動(約2万8千冊)



▲閉架書庫資料移動

- ②寄贈資料の受入(約250冊)
- ③カウンターの飛沫対策用シートの設置

また、放課後児童クラブへの応援や移動図書館の追加巡回をおこないました。各展示コーナーの入れ替え

や書架整理等、皆さんに気持ちよくお使いいただけるよう努めておりますので、ぜひご利用ください。ご利用の際には、引き続き感染症対策にご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

移動図書館「さんさん号」巡回のお知らせ ※6月から第1水曜日の巡回場所に「多賀結いの森」が加わりました

	7月	8月	図書館 出発	巡回場所・駐車時間		
第1水曜日	1日	5日	13:00	多賀清流の里 (玄関前) 13:30～14:00	多賀結いの森 (駐車場) 14:15～14:45	ふれあいの郷 (ふれあいの郷前駐車場) 15:00～15:30
Aコース (大滝方面) 第1木曜日	2日	6日	12:30	大滝小学校 (わたり廊下) 12:50～13:30	犬上ハートフルセンター (玄関前) 14:30～15:00	大滝たきのみやこども園 (玄関前) 15:50～16:20
Bコース (多賀方面) 第2水曜日	8日	12日	12:30	多賀小学校 (玄関前) 12:50～13:30	多賀幼稚園 (運動場) 14:00～14:30	多賀ささゆり保育園 (玄関前) 15:55～16:25

・利用カード、本ともに図書館と共通です。・返却日は次の巡回日です。・天候等の都合で巡回中止になる場合があります。

中央公民館 (有)3-3962 (電)48-1800 (F)48-2363

中央公民館カレンダー()…休館日)

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11 コンサート	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28 コンサート	29
30	31					

【お願い】新型コロナウイルス感染拡大防止対策による多賀町中央公民館「多賀結いの森」の使用方法について

多賀町中央公民館「多賀結いの森」では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、当面の間下記の対策をとった上、開館をしています。ご利用いただく皆さんには

ご不便をお掛けいたしますが、密集・密接・密閉を避け、「ソーシャルディスタンス」を確保した利用にご協力をお願いいたします。

感染拡大防止対策

- ・発熱や咳、咽頭痛症状のある方の入館禁止
- ・マスクの着用、手指消毒(使用前、使用后)
- ・ただし、熱中症予防として適宜マスクを外すことは可
- ・2時間以内の使用
- ・トイレでのハンドドライヤーの使用禁止
- ・窓を適宜(もしくは30分おき)開放し、換気をおこなう
- ・楽器演奏や大きな声を出す活動、運動を伴う活動等は2m以上の対人距離を確保の上使用可

上記の感染拡大防止対策を守っていただいた上で、下記条件にて使用をお願いします。

各部屋の使用法

座席等の間隔を広くとり、対面形式での配列を避けた使用をお願いします。

なお、調理実習室については当面の間使用を禁止しています。

フリースペースの使用法

受付で名前等記入の上、利用をお願いします。(感染した場合の経路確認のため)

フリースペースに設置してある椅子およびテーブルの数を制限しています。また、児童室や託児・乳児室などでは対人距離を1m程度確保しての利用をお願いします。

各部屋の使用人数や使用方法など詳細については、中央公民館までお問い合わせをお願いいたします。
なお、今後の感染拡大の状況により利用制限の変更や臨時休館となる場合があります。

生涯学習課 (有)3-3746 (電)48-8130 (F)48-2363

B&G海洋センタープール、滝の宮スポーツ公園プールの一般開放中止について

毎年多くの方にご利用いただいている町営プールですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止策の観点から、今年度のプールの一般開放を中止とします。町民の皆さんにはご不便お掛けしますが、ご理解のほどよろしくお願いたします。

なお、体育館やグラウンド等の施設については、感染拡大防止策をとったうえで開館しますが、感染拡大状況により利用制限や臨時休館となる場合がありますのでご了承ください。

お知らせ パスポートセンター「米原出張窓口」からのお知らせ

8月11日(火)は県立文化産業交流会館の休館日のため、米原出張窓口はお休みです。申請には平日の火・水・木曜日にお越しください。なお、

大津の窓口(ピアザ淡海1階、大津市におの浜一丁目1-20)は、月曜日～金曜日(祝日、振替休日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)に

申請受付業務をおこなっています。

募集 2020年度要約筆記者養成講座(手書きコース 前期)受講者募集

要約筆記とは、発言者の話を聞き、要約して書くことで、聴覚障害者にその場の話の内容を伝える通訳のことです。

要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者の社会参加を支援する要約筆記者を養成します。

■開講日 9月1日～2月2日

毎週火曜日 13:30～16:30 全17回

■会場 滋賀県立聴覚障害者センター 草津市大路2-11-33(JR草津駅東口徒歩10分)

■受講条件 全回受講可能な18歳以上の方

■受講料 無料(テキスト代3,600

円)

■申込締切 8月21日(金)まで
お問い合わせ、お申し込み

滋賀県立聴覚障害者センター (電)077-561-6111

※開催要項をご請求ください。

お知らせ 「新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ」

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。

困った時は、一人で悩まず、私たち

に相談してください。

法務大臣メッセージ

YouTube法務省チャンネル
https://youtu.be/RYS00qCxo-0

みんなの人権110番

0570-003-110

子どもの人権110番

0120-007-110

女性の人権ホットライン

0570-070-810

インターネットの人権相談

https://www.jinken.go.jp

お知らせ 滋賀労働局からのお知らせ

令和2年度の労働保険年度更新手続きは6月1日(月)～7月10日(金)から6月1日(月)～8月31日(月)までに延長となりました。労働保険(労災保険・雇用保険)および一般拠出金(石綿健康被害救済法)の年度更新手続きは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当初の6月1日～7月10日までか

ら8月31日までに延長となりました。

なお、県内各地で年度更新申告書の受付・作成方法の相談会を開催しますのでご利用ください。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によりやむを得ず中止とする場合もありますので、事前に滋賀労働局ホームページまたはお問い合わせ

せ先までご確認願います。

滋賀労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/home.html

お問い合わせ

滋賀労働局総務部労働保険徴収室 (電)077-522-6520

相談・健診・ひろばの案内

〈相談等〉(表記の時間は受付時間です)

すくすく相談	8月18日(火)	10:00~11:00	子どもの健康、子育てに関する相談を受け付けています。 ※今回は、歯科衛生士による歯や歯みがきなどの相談もできます。
--------	----------	-------------	--

〈健診等〉(表記の時間は受付時間です)

整形外科健診	8月26日(水)	13:40~14:00	R2年5・6月生まれの乳児
4カ月児健診	8月3日(月)	13:15~13:30	R2年3月生まれの乳児
10カ月児健診	8月3日(月)	13:30~13:45	R1年9月生まれの乳児
2歳6カ月児健診	8月4日(火)	13:30~13:45	H30年1・2月生まれの幼児
3歳6カ月児健診	8月19日(水)	13:30~13:45	H29年1・2月生まれの幼児

☆各健診には、必ず母子健康手帳・質問票をお持ちください。
 ☆2歳6カ月児健診・3歳6カ月児健診を受けられる方は、歯ブラシとコップをお持ちください。

◎予防接種のお知らせは、4月号と10月号に掲載します。出生後にお渡しした「のびっこ手帳」や多賀町ホームページにも掲載していますので、併せてご覧ください。

多賀子育て支援センター(多賀町福祉保健センターふれあいの郷内)／多賀町子ども・家庭応援センター主催
 (有)2-8137 (電)48-8137

〈ひろばの案内〉

わくわくランドで遊ぼう	月曜日～金曜日	9:00~12:00 13:00~14:00	子ども同士が遊んだり、親同士が語りあったりする場としてご利用ください 子育て相談
きりん・にじ広場(2,3歳児)	7月7日(火)	10:00~	親子で七夕の行事を楽しみます 今月は合同広場になります
べんぎん広場(1歳児)			
こあら広場(0歳児)			
おはなしポケット	7月28日(火)	10:30~	親子でお話の世界を楽しんでください

※新規で広場の登録ご希望の方は、上記までご連絡ください。
 ※登録申請書は、福祉保健センター窓口・子ども・家庭応援センターにあります。
 ※上記行事は新型コロナウイルス感染状況により、中止・変更となる場合があります。
 ※詳細は、「ここにこメール7月号」をご覧ください。

子どものけんこう
 「子どものけんこう」～遊びは子どもの主食です～

スマホを置いてふれあい遊びを

- 愛着形成 親の顔と声と手は、子どもにとって最高のおもちゃです。
- 生活リズム しっかり遊ぶとぐっすり眠り、よく食べるようになります。
- 外遊び 五感や体力を育て、毎日が新しい発見や体験の連続です。
- 集団遊び ことばや運動能力、社会性(ルールを守る)、相手を思いやる心などが育ちます。
- お手伝い 子どものやりたがる気持ちを大切に、親子の関わりで生活能力、役立ち感が養えます。

子育てほど、手のかかるものはありません。どんなに文明や科学が進化しても、人が関わらなければ、子どもは成長できません。豊かな人間関係を経験しながらコミュニケーション力を培うことができるように、「人が好き」「うたうことや遊ぶことが楽しい」という経験をたっぷりと。
 多賀町子ども・家庭応援センター(有)2-8137 (電)48-8137)では、子どもの成長・発達・子育て等に関わるさまざまな相談をおこなっています。お気軽にご相談ください。



☆特記のない場合、会場は「多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷」です。

福祉保健課
 (有)2-2021
 (電)48-8115

令和2年8月 多賀町し尿収集カレンダー

日(曜日)	午 前 集 落	午 後 集 落
4日(火)	萱原①・川相①	萱原①・川相①
6日(水)	一円①③・木曾①③	不定期
17日(月)	久徳①・栗栖①③・大君ケ畑① 佐目①・南後谷①	久徳①・栗栖①③・大君ケ畑① 佐目①・南後谷①
18日(火)	多賀①③・富之尾①・敏満寺①③	多賀①③・富之尾①・敏満寺①③
20日(木)	大杉②・仏ヶ後②・月之木① 土田①・中川原①・萱原②	大杉②・仏ヶ後②・月之木① 土田①・中川原①・萱原②
21日(金)	—	不定期
25日(火)	一ノ瀬①・樋田②・藤瀬① 小原①②・霜ヶ原②	一ノ瀬①・樋田②・藤瀬① 小原①②・霜ヶ原②
26日(水)	—	不定期
27日(木)	川相②・大君ケ畑①②③	—
31日(月)	河内③・敏満寺①・八重練③	不定期

※「一」の日時は、他町の集落の収集日となっています。
 ※不定期でお申し込みの方は、原則として不定期日での収集となります。
 ※集落名の後にある○印の数字は、お申し込みいただいた収集回数を表しています。
 ①は1カ月に1回、②は2カ月に1回、③は3カ月に1回でのお申し込みを表し、「萱原①」とある場合は1カ月に1回で申し込みいただいたお宅を収集させていただきます。
 なお、収集予定のない集落等については、翌月以降の収集となります。
 ※1月に2回でお申し込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後(2~3日は前後します)に収集させていただきます。

おたのしみ クロスワード

①			②	⑨
			③	
④	⑧			
				⑩
⑥			⑦	

ヨコの鍵
 ①2018年に亡くなった名俳優。大杉○○
 ②太平洋西部の海。東○○海
 ③普通とは変わった様子であること
 ④豚のお肉
 ⑤個人の功績や業績を讃えるために贈られる記章
 ⑥道路の両端の白線の外側。○○クタイ
 ⑦子育てに積極的な男性。イ○○ン

タテの鍵
 ①7月1日から有料化となるもの
 ②3大欲求の一つ
 ③アルファベットの頭文字のこと。○○○ヤル
 ④元素記号はC
 ⑤ジブリ作品。風の谷の○○シカ
 ⑩おにぎりの具の定番といえば

先月号の答え

①	リ	⑥	ス	⑦	タ	⑧	ム
②	カ	③	ー	④	テ	⑤	ン
③	フ	④	ウ	⑤	ゲ	⑥	ツ
④	フ	⑤	ト	⑥	ツ	⑦	パ
⑤	ク	⑥	ト	⑦	イ	⑧	レ

「カタツムリ」でした
 5月号の応募総数は50人
 正解率は100%でした!

問題

クロスワードを回答して、二重枠の文字を並び替えてできる言葉をお答えください。

答えがわかったら▶郵便はがきで、解答と住所・氏名を記載のうえ「広報たが」へのおたよりやご意見を企画課までお送りください。有線FAX・多賀町ホームページの回答フォームからでもOKです。正解者の中から抽選で10人の方に粗品を進呈します。発表は景品の発送をもってかえさせていただきます。

ヒント：夏の季節の定番



FAXの場合
 有線FAX 2-2018
 NTTFAX 48-0157
 PCの場合
 http://bit.ly/tagaquiz



クイズの解答締め切りは 7月31日(金) です。

ひとのうごき

令和2年5月末現在。()内は前月比

人口	7,640人(-1)	出生者数	6人
男性	3,707人(+1)	死亡者数	8人
女性	3,933人(-2)	転入者数	6人
世帯数	2,895世帯(-3)	転出者数	5人

放射線量

※役場前にて、3回測定平均値

6月1日	0.05μsv/h
6月15日	0.06μsv/h

つくってみよう! りんごようかん



子どももつくれる簡単おやつです。

材料(4人分)

りんご	300g	粉寒天	4g
砂糖	大さじ4+大さじ3	水	300ml
レモン汁	小さじ2		

作り方

- ①りんごは皮と種をとってすりおろす。
- ②鍋に①と砂糖(大さじ4)、レモン汁を入れて混ぜながらとろみがつくまで煮る。
- ③別の鍋に水、粉寒天、砂糖(大さじ3)を入れて煮溶かし、②を加えて混ぜながらふつふつなるまで煮る。
- ④③を流し缶などの型に入れて冷やし固め、固まったら切り分ける。

調理時間 約15分(冷やし固める時間は除く)

(1人分)エネルギー105kcal/塩分0g

管理栄養士 柴っ子のワンポイントアドバイス



柴田管理栄養士

ワンポイント

- ★あつせり食べられるようかんです。市販のようかんには砂糖がかなり多く含まれます。手作りすると砂糖(糖分)の量を控えめにしたりと調整ができるのでおすすめです。
- ★おやつは時間と量を決め、長時間だらだら食べすぎることはないようにしましょう。

レシピに関しては、福祉保健課(有)2-2021 (電)48-8115 (ふれあいの郷)までお問い合わせください♪

広報がアプリで読める!
まちを好きになるアプリ

マチイロ

行政情報アプリ「i広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル!

自治体をもっと身近になる機能が盛りだくさん!

- 1 後立行政情報を見逃さない!
- 2 自分に合わせた情報が届く!
- 3 いろいろなまちの魅力をお届け!

ダウンロードはこちらから

App Store からダウンロード | Google Play で手に入れよう

●アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとにご負担となります。●広告が表示されますが、「広報たが」とは関係ありません。●問い合わせ：メール→p-1404

多賀町民憲章

鈴鹿山系の緑と芹川・犬上川の清流に恵まれた多賀町に住むわたくしたちは、日常生活の心構えとしてこの町民憲章を定めます。

わたくしたち多賀町民は

- 一、郷土に住む喜びを感謝し、
平和で明るい町をつくります。
- 一、歴史と伝統を生かし、教養を深め、
かおり高い文化の町をつくります。
- 一、互いに励まし助けあい、
心のふれあう町をつくります。
- 一、清くたくましい青少年のそだつ、
健全な町をつくります。
- 一、働くことに喜びをもち、
しあわせな家庭、豊かな町をつくります。

昭和53年11月10日制定

多賀町の鳥・木・花

ウグイス | スギ | ササユリ

スマートフォンの方へ

スマートフォン・タブレットなどのモバイル端末からも「多賀町ホームページ」がご覧いただけます。

端末でQRコードを読み取るか、「多賀町」で検索して今すぐアクセス!!

多賀町ホームページ
<https://www.town.taga.lg.jp>

お問い合わせに関するお知らせ

メールによる記事へのお問い合わせは、多賀町ホームページの「各課の窓口・連絡先」から問い合わせフォームにてご連絡ください。

表紙写真 ■久徳から栗栖方面をドローンで撮影しました。山の緑と麦畑の黄色が非常に映えています。

編集後記 ■今年度中の表紙写真は全てドローン撮影を予定しております。専門の業者さんの技術力をお借りして、新たな多賀の一面をお届けできるように頑張ります。

「広報たが」についてご意見などがございましたら企画課まで連絡をお願いします。

広報たが7月号 発行 多賀町役場 編集 企画課
TEL 22-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324
電話 48-8115 毎月発行

多賀町 広報たが 7月号
発行 多賀町役場 編集 企画課
TEL 22-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324
電話 48-8115 毎月発行